

●香川県告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年7月25日

香川県知事 池 田 豊 人

1 訪問看護事業者

| 指定年月日    | 事業所の名称及び所在地                                   | 事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地          |
|----------|-----------------------------------------------|----------------------------------|
| 令和7年7月1日 | ツクイ丸亀訪問看護ステーション<br>丸亀市大手町一丁目4番23号ライフクリエートビル5階 | 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号 |

2 上記以外の機関

| 指定年月日    | 名 称         | 所 在 地             |
|----------|-------------|-------------------|
| 令和7年7月1日 | 医療法人 三宅医院   | 綾歌郡綾川町陶5890番地5    |
| 令和7年7月1日 | ふくい歯科医院     | 綾歌郡綾川町萱原807番地3    |
| 令和7年7月1日 | 辻上薬局 郡家店    | 丸亀市郡家町字八幡下2488番地1 |
| 令和7年7月2日 | きむら調剤薬局 丸亀店 | 丸亀市風袋町211番地12     |